

第43回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成23年11月24日

開催場所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰（東）」

第43回大阪府環境審議会

平成23年11月24日

司会（足立主査） それでは、定刻になりましたので、ただいまから第43回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部環境農林水産総務課の足立でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の柳楽からあいさつ申し上げます。

柳楽環境農林水産部長 おはようございます。環境農林水産部長の柳楽でございます。第43回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政はもとよりでございますが、府政の各般にわたりまして、ご支援とご協力を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

大阪府では、東日本大震災の影響などをきっかけに、この夏、府民の皆様方に節電をはじめとした省エネ型ライフスタイルへの転換を呼びかけてまいりました。皆様方の節電の取り組みのおかげで、停電が目前に迫るような事態には至ることもなく、秋を迎えることができました。引き続き、この冬におきましても10%以上の節電をお願いしておりますので、どうぞご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について、廃棄物処理計画についてなど、4件につきまして各部会からご報告をいただくことになっております。各部会におかれましては、長期間にわたりまして精力的にご検討いただきましたことを、この場をおかりいたしまして厚くお礼申し上げます。

また、大阪府からは3件のご報告をさせていただくこととしておりますので、あわせてよろしく願いを申し上げます。

最後に、委員の皆様方には忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い

願いを申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく
お願い申し上げます。

司会 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第、その裏面に資料一覧、配席表、その裏面に本日の出席者名簿、大阪府環境審議会委員名簿、出席確認票をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の支出の
手続に際し、ご出席を確認できる書類が必要でございますので、大変お手数をおかけしますが、席上にご
います出席確認票へのご記入をよろしくお願いいたします。

なお、この出席確認票につきましては、お帰りの際、お席に置いたままに
していただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料3-2につきましては、事前に送付させていただいたものと
差しかえをお願いいたします。また、大阪湾圏域広域処理場整備基本計画(案)
につきましては資料7として、また、資料8-1、8-2につきましては、追加の資料
でございますので、よろしくお願いいたします。その他の資料につきましては、事前に送付
させていただいたものとおりでございます。

続きまして、6月に開催しました第42回環境審議会以降に新たにご就任
いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

松林委員でございます。

松林委員 おはようございます。大阪府漁連の松林でございます。さきの白井
会長同様、よろしくお願いいたします。

司会 続きまして、臨時委員のご紹介をさせていただきます。

近畿農政局長、小栗委員の代理の安久様でございます。

小栗委員（代理） 安久です。よろしく。

司会 近畿経済産業局長、長尾委員の代理の牟田様でございます。

長尾委員（代理） どうぞよろしくお願いいたします。

司会 近畿運輸局長、石津委員の代理の保田様でございます。

石津委員（代理） 保田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 第5管区海上保安本部長、石指委員の代理の岡林様でございます。

石指委員（代理） 岡林です。よろしくお願いいたします。

司会 近畿地方環境事務所長、徳丸委員の代理の山根様でございます。

徳丸委員（代理） 山根です。よろしくお願いいたします。

司会 其他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち29名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事につきましては奥野会長にお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長 皆様、改めて、おはようございます。奥野でございます。

本日のこの審議会に上げられております議題、結構多いんでございますので、進行、よろしくご協力いただきたいと思います。

それでは、早速議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、審議事項が4件ございますが、一番最初の審議事項、新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方についてでございます。

本案件は、前回の42回の審議会で大阪府から諮問があったものでございまして、これを専門的に議論していただくために、いつものとおりですが、部会を設置いたしまして審議いただきました。この部会の報告を取りまとめたいただきましたので、部会長の石井委員のほうからご報告をお願いしたいと思います。

石井先生、よろしくお願いいたします。

石井委員 おはようございます。部会長とおっしゃったんですけど、今日、榎村部会長がご欠席ということなので、部会長代理の石井のほうから報告させていただきます。

新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について、環境総合計画部会で検討した内容ということでありまして、資料は2種類用意させていただいております。A3裏表の1-1、それからA4の束になっていると思えますけども、1-2でございます。ご確認ください。

大阪府は、平成23年3月に大阪21世紀の新環境総合計画を策定しました。これにつきましては、資料1-1の裏に概要をつけています。ちょっと細かい

字ですけれども、これはここの審議会でもお見せした資料であります。この計画を効果的に推進するためには、計画に基づく進行管理を充実させる必要があります。このような背景から、平成23年6月に、知事から「新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について」という諮問を受けました。これにつきましては、資料1-2の一番最後の紙についておりますので、ご確認いただければと思います。これについて、環境総合計画部会において、新環境総合計画に記載された毎年度のサイクル、それから複数年毎のサイクルによる進行管理のあり方を検討してまいりました。本報告は、資料1-1の右下にございますけれども、部会委員の7人のメンバーで検討してまいりました。左下に検討経過について記載してあります。これまで2回の審議をしてまいったわけでございます。

まず、報告のポイントの左上のほうにあります、毎年度のサイクルというのをごらんください。

毎年度のサイクルについては、施策・事業に関する進行管理を行うことを目的として、これまでの進行管理の方法を継承しつつ、進行管理体制の充実や重点的に点検・評価する分野の設定を行うなどにより進行管理方法を改善する必要がある、としています。

1つ目ですけれども、進行管理体制は、これまでの大阪府における自己点検・評価に加えまして、部会で専門的な知見を踏まえた外部の視点から点検・評価を実施することが望ましい、としております。

2つ目ですけれども、進行管理の方法ですが、大阪府において毎年度作成する講じた施策に取りまとめられております施策・事業の進捗状況等をもとに、PDCAサイクルにより全分野の進行管理を実施する必要がある、としております。加えて、毎年度、重点的に点検・評価する分野を設定しまして、その分野について、より詳細な点検・評価を実施することが望ましい、としております。

重点的に点検・評価する分野については、※をつけてあると思っておりますけれども、環境総合計画の柱であります低炭素、循環、生物多様性、健康、それに快適というのを加えました5つの分野から、毎年度1つまたは2つの分野を選定して点検・評価を行うこと、としております。

進行管理の方法の③に戻りますけれども、講じた施策の進行管理においては、府民、事業者、行政等が参加している会議の場などを活用して、広く府民からの意見を聴取する必要がある、としております。

今度は、右側の複数年度のほうをごらんください。

毎年度のサイクルが施策・事業に関する進行管理を行うことを目的としているのに対しまして、複数年ごとのサイクルについては、計画全体の進行管理を行うことを目的としており、計画に掲げた目標の達成状況や施策の方向、主な施策、行程表等について、部会において点検・評価を行うこと、としております。さらに、府民意見も聴取し、必要に応じて計画を修正する、としています。

1つ目の進行管理の時期ですが、社会的な動向に柔軟に対応するため、計画の期間である10年間に2回程度、中間段階において計画の点検・評価を実施するとともに、最終年である2020年を目途に最終の点検・評価を実施する必要がある、としました。

2つ目ですけれども、進行管理体制です。毎年度のサイクルと同様、大阪府において点検・評価の上で、部会で点検・評価を行うことが望ましい、としています。また、府民からの意見を踏まえて、部会で点検・評価することが重要である、としています。

3つ目の進行管理の方法ですけれども、府民生活等において、どのような成果を上げることができたのかを重視するため、計画に掲げる2020年の目標を中心に点検・評価を行う必要があります、あらかじめ可能な範囲で中間目標を設定する、としています。また、部会における点検・評価は、大阪府が作成する施策評価レポートをもとに行うことが重要であり、施策評価レポートは、府民意見を募集することを考慮し、簡潔に、わかりやすいものとする、としています。加えて、計画に示された行程表の進捗状況についても点検・評価をすべきであり、今後、点検・評価が効果的に行えるよう、大阪府において計画に示された工程表の詳細な内容を示す、としています。

4つ目の点検・評価結果の反映ですけれども、点検・評価の結果、施策・事業の見直し等が必要である場合は、より効果的な施策・事業への転換を大阪府で検討すべきである、としています。また、技術の向上及び社会情勢の変化などを踏まえながら、点検・評価結果に基づき、必要に応じて計画を柔軟に見直

すことが重要である、としています。さらに、部会における点検・評価の結果は、部会から審議会に報告するとともに、大阪府においてホームページ等で公表することが重要である、としています。

このような形で、環境総合計画部会で新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方というのを検討いたしました。

部会報告は以上です。

奥野会長 ありがとうございました。

短期間の中に部会におかれましては精力的にこの検討をいただいたこと、心から感謝申し上げます。榎村部会長は今日はお休みなのですが、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、皆様のほうから、ご意見、ご質問あるいはコメント、何かございませんでしょうか。

久谷委員 石井先生、どうもありがとうございます。精力的に、また、こういうふうにちゃんとまとめていただきまして、どうもありがとうございます。ちょっと私もまだまだ勉強不足で、今後ともまたいろいろ勉強しながらしていきたいと思っているんですけども、この進行管理の方法の中で、左のほうですね。第3番目の、会議の場などを活用して、広く府民からの意見を聴取するというのをまとめられているということなんですけども、具体的にどういうふうな形で意見を聴取していったら、そして反映していくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

石井委員 ありがとうございます。これに関しまして、大阪府の環境基本条例というのがございますけれども、これに基づき、豊かな環境づくり大阪府民会議というのが設置されておるわけです。これは、府や市町村、それから府民、事業者などの団体の協働によって、豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するというのを目的にしているようなんですけども、この会議というのは実際今でも開かれておりまして、ここの場で意見聴取を行うことが適当ではないかというふうに考えています。

今言いました府民団体は、生活協同組合の連合会、それからガールスカウト、それから日本青年会議所などが入っております、事業者団体としては、商工会議所、それから商店街の連合会なんか参加しております。このような場を

考えているということでございます。

奥野会長 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

新しいこの総合計画をまとめていただいて、それを効果的に推進するために、当たり前のことですが、毎年この評価をしていくということと、それから、複数年を設定して、10年とスパンが長いですから、環境関係ではよくあるんですけれども、途中で変わることが多いですから、評価ができるようにしようというのが1つのねらいだと思えますね。それからもう1つは、左の方にキーワードを5つ出しましたね。全部の点検・評価はするんですけれども、これを中心にキーワードを使ってやると。こういう2つの何かポイントがあると思うんですが、そういう理解でいいんですか。多分そういう理解でこれを推進しようということだと受けとめておりますので、皆様におかれましても、よろしいでしょうか。

他になければ、特に訂正はございませんので、この本案に関しましては、今報告いただきましたことを審議会の答申とするということにさせていただきますと思います。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

続きまして、審議事項の第2に移ります。

地球温暖化対策のあり方についてでございますが、この案件につきましても、先ほどの第1審議案件と同様に、本年6月に大阪府から諮問があったものでございまして、同じように、専門的な視点から専門委員で部会でご議論いただきました。これをまとめていただきましたのは水野先生ですが、水野部会長のほうからご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

水野委員 それでは、報告させていただきます。

今年の6月に、知事から地球温暖化対策のあり方ということで諮問がなされました。諮問の趣旨ですが、大阪府では、これまで総合的・計画的に対策を推進してきましたが、地球温暖化対策を取り巻く状況は、1つは、震災で深刻な影響を受けた日本経済の回復とか、原発事故を受けて電力不足対応やエネルギー政策の見直しなどの課題によりまして、国の目標や基本的な施策がまだ明確になっていないなど、流動的な状況がございます。このような中でも、引き続

き対策を推進していく必要があるということから、今後の施策や制度のあり方について、環境審議会に意見を求められたものでございます。

これを受けまして、専門委員も加えました部会で、4回にわたって検討を進めてまいりました。その結果を報告させていただきます。資料2-1が部会報告の概要で、資料2-2が部会報告の本文となっております。本日は、資料2-1の概要のほうで説明させていただきます。

それでは、資料のまずローマ数字のⅠ、地球温暖化対策の基本的な考え方というところをごらんください。

現状のポイントといたしましては、世界全体で2050年までに例えば50%削減するというような、国際的に長期的な排出削減が必要であるということとか、原発事故を受けて、省エネや再生可能エネルギー等への府民の関心が高まっているということとか、大阪・関西の地域特性として、新エネ・省エネの生産拠点が集積しているという強みがあること、こういった現状の背景がございます。一方では、先ほども述べましたけれども、国の中期的な目標や政策がまだ定められていないということとか、国のエネルギー政策が見直されるということなどのように、流動的な要素も含んでおります。

このため、報告書での基本的な考え方としましては、当面は短期の具体的な対策を着実に実施するとともに、中期的な目標を見据えて施策を準備していくことが必要である、ということにしております。

続きまして、ローマ数字Ⅱの地球温暖化対策実行計画の策定をごらんください。

部会では、2010年度までの前計画につきまして、進捗状況の評価を行いました。1つのポイントは、前計画の目標は、全体目標は達成されているということでございます。資料の真ん中の上のグラフをごらんください。数値は何%の数値は書いておりませんが、具体的に言いますと、目標は2010年時点で1990年比9%減ということを目標にしておりますが、実績は、2009年度時点で13.5%の削減を達成しているということでございます。

排出量の内訳に関しましては、その図の中にありますが、二酸化炭素については、産業部門は31%減少しておりますが、逆に業務部門が50%、家庭部門が30%の増加となっております。なお、その他と書いてありますが、代替

フロンなどのその他の温室効果ガスは大幅に減少しております。

業務部門と家庭部門は増えておりまして、対策強化が必要な部門でございますが、本文の中に詳細がありまして今ここには出ておりませんが、これらも2004年度ぐらいをピークといたしまして、前計画が実行された2005年以降は減少に転じております。

部会による基本的な評価は、前計画は全体的には着実な効果があつて、さらに強化すべきであるというものでございます。

2010年度までの計画の状況というところへ戻っていただきまして、2つ目のボツに、重点対策についての目標達成状況が、3段階で、達成、未達成だが改善傾向、未達成と、この3つのランク分けで示してございます。未達成となった項目につきましては、改善が必要と位置づけております。

その下の1、計画の位置づけでは、温暖化対策推進法や、今年3月に策定されました大阪府の環境総合計画に基づく計画とする、ということにしております。

2番目の計画の期間でございますが、温暖化対策の中長期の見通しが不透明なことから、3年程度の比較的短期間として、国における目標や方向性などが明らかになれば計画期間内であっても計画を見直すべき、としております。

3番目の計画の目標では、大阪府の環境総合計画の2020年度目標を念頭に置きつつ、分野ごとに対策の取り組みが適切に反映されるような目標値の設定とともに、全体の進捗がわかるような全体目標の設定も行うことが望ましい、としております。

4番目の各部門の取り組みの方向性ですが、部会で出されました対策に関する意見というのを、7部門に分けて整理しました。7部門というのは、そこに(1)から(7)に書いてある民生(家庭)、民生(業務)、産業などの7部門でございます。報告書では、各部門の現状と課題、それから今後の取り組み方向、進行管理の指標につきまして、計画策定上のポイントをまとめております。

今ごらんの資料には、取り組み方向について代表的なものだけを挙げております。例えば(2)の民生(業務)部門、(3)の産業部門では、「対策がおくれている中小事業者への対策が重要」というように書いております。そのほか、(7)では、新エネや省エネルギーなどエネルギー関連の産業を支援するとい

うことが大阪・関西の地域特性を活かした貢献でありまして、これは地域の振興と活性化につながる、としております。

5番目の計画の効果的な推進ですが、現在も進行管理点検評価システムはございますが、それに加えて、目標の達成状況に応じて、追加的取り組みの検討・導入とか、数値目標が立てられない施策についての管理表を作成するというようなことによりまして、より一層のPDCAサイクルの強化を図っていくべきとしております。

また、部会では各委員から多くの具体的な施策が上げられておりまして、計画策定において参考にしてほしいということで、報告書の中に資料としてまとめております。

次に、右側のⅢ、今後の制度のあり方というところをごらんください。

大阪府における地球温暖化対策の主な制度として、平成18年度に施行の大阪府温暖化の防止等に関する条例がございます。部会では、この条例につきまして以下の事項について、現状、課題及び対策の方向性を検討いたしました。

1番目の事業活動における温室効果ガスの排出抑制ですが、1つは、省エネ法が昨年4月に改正されまして、対象となる事業者の規定が紛らわしくなっているということとか、また、この10月に大阪市が大阪府と同様の条例を制定したために、市内事業者の負担が増加するということが懸念されております。これらのため、対応の方向といたしまして、省エネ法との整合や大阪市条例との適用関係の整理が必要である、としております。

2番目の建築物の環境配慮につきましては、現在、条例で延べ床面積5,000平米を超える新築の際に環境配慮の計画書を提出するということを義務づけておりますが、他自治体の事例も参考といたしまして、床面積2,000平米以上までを対象として広げるべき、ということにしております。

また、マンションなどの販売時に環境性能効率を広告の中に表示する任意の制度がございますが、対象建築物のすべてに義務づけるということが適当である、としております。

3番目の家庭用電気機器等販売事業者の努力義務ということにつきましては、現在は省エネ法に基づく省エネラベル制度が普及しているということから、条例の規定は廃止しても差し支えないと、そういうふうにしております。

以上が部会報告の概要でございます。よろしくお願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。本件に関しましても、部会の皆様で集中的にご議論いただきまして、このようにまとめていただきましたことを感謝申し上げます。

それでは、この報告に関しまして、ご質問、ご討論、コメント、よろしくお願ひしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

川岡委員 委員の川岡でございます。日ごろちょっと疑問に思っていることを含めて教えていただければということでの質問になるんですけども、地球温暖化のところで、私自身もいろいろ議会で質問等させていただいて、なかなか方向性が見えないところに海水温とか海のところの対策の話になりますと、当然のことながら、都道府県単位でも、また国レベルにおいてもなかなか難しいという課題はあると思うんですけども、私ども市民の立場で、この海水温の上昇というのは間違いなく今起こっているわけでございますけれども、どうしても地上のほうの話、またはCO₂のところが中心になって、当然、環境というのはリンクしているわけですから、海洋面積でいえば当然7割を占めているわけで、ここの部分に対して、簡単な方向性でも取り組みなり提言なりというのがちょっと必要じゃないのかなと日ごろ思っていたんですけども、ここのところでのご議論というか、何かあったのであれば、ちょっと教えていただきたいなと思ったんですが。

水野委員 今ご質問になった、海洋の温度が上がっているというようなことに関しまして、部会では議論はございませんでした。基本的には、二酸化炭素を減少させて大気温度を下げてやれば海水温も下がると。海水温がなぜ上がっているかという、二酸化炭素が空気の温度を上げて、それで例えば放熱が減って海水温度が上がっているという、それがおそらく私は原因だと思ひまして、海洋へたくさんエネルギーを放出しているから海洋エネルギーが上がっているという、そういうメカニズムではないと思ひます。

ですから、ここに書きましたようないろんな施策を適切に適用して、二酸化炭素、温室効果ガスを減らすということが、行く行くは海洋温度の低下につながる、そういうように考えていいものだと思ひております。

奥野会長 ほかに何か。

川岡委員 ありがとうございます。

奥野会長 ちょっとつけ加えたら、私、出身が海なんです、ちょっと先生のサポートをする格好でいうと、海は結果というのが今の学者・学会の中での1つの考え方、海を直接コントロールするというのは非常に難しい。ただ、学会の中では、海が悪さをしているという説もあります。それは説です。こういう施策の場合には、今先生がちょっと説明したように、やはり我々があまりにもCO₂を出し過ぎているというところに対する削減効果をいかに出すか、まずそれが大切で、その結果として海がちょっと変わってくる。計測は、海は船でやるのと人工衛星を使うのと両方でやっていますので、陸とはちょっと違うやり方をしなければならないと、そんな状況かなと私はそう思います。先生は、海を直接コントロールするか何か、そういう政策はないのかという意味ですよ、多分。

川岡委員 政策というより、私、素人だからわからないですけど、やっぱり産業革命が起こって、要するに私ども人類が、ここ二、三世紀だと思えますけれども、人工的なエネルギーを大量に放出するようになって、それは当然ですけども、例えば、私どもでもお風呂に入ったら、温水で日ごろ使えるようになって、それをどんどんどんどん流しているわけですね。それは河川においてですけれども、これは地球レベルでどんどん今起こっているわけですね。

奥野会長 そういうことです。

川岡委員 今まで、例えば3世紀前とか江戸時代では考えられないような、要するに、水資源のところを相当熱く使いながらというので、人工的に大量に今、川、海に放出しているわけですよ、現実としては。3世紀前とか4世紀前では考えられないようなことが起きているわけですので、それに対して、要するにCO₂だけでやっていいのかというふうな、私は、例えば海を冷やしていくというのをどういうふうにやろうとか、意識づけがなければ、いくら地上で3割やっても僕は無駄じゃないのかなと思っているんです、極論を言ったら。

要するに、今までのサイクル、生活、考え方自体をイノベーションを起こしていけないと、結果そうなるでしょうと。もうなって、50年ぶりに東京でも台風が来ちゃったりとか、これは現実の話になってきているわけなので、それ

をどう対応していくかというところでのツールとしては、どうしても、今のCO₂というのは20年前、30年前からずっと言われているけれども、これプラスチックの戦略を考えていくなり何なりが必要じゃないかなと思うんです。

奥野会長 大きな課題ですね。

この報告の中で私が印象を受けたのは、産業界なんかはわりと結構厳しく言っているけど、残っているのが家庭なんですね。先生おっしゃるように、やっぱり意識を改革していく、3・11がありましたからライフスタイルがみんな変わって行って、結果的に今後、先生がおっしゃるようなところへいかないといけないですよ。我々がそういうことをしないといけないと思います。

ほかに何かございませんか。

松林委員 大阪湾、海ということが出ましたので漁業者から。

大阪湾、ここ10年ほどで、川岡先生が言われたように、平均温度が0.5度上昇しています。0.5度上昇しているけど、1度上昇したらマコガレイという魚は育たない、生息しないと言われていています。今でも0.5度上がった時点で絶滅状態になっています。温暖化によって海水温が上昇しているのは事実です。そやけど、我々も下げてほしいのは下げてほしいけど、これは地球レベルでやってもらわなあかん話やと思いますわ。大阪府でできることがあればお願いしたいと思います。やっていただけたら。ただ、これはほんま地球レベルで、中国とかインドとか、これからの国の協力も絶対要ると思うような話なんですわ。エルニーニョ、今年はラニーニャですか、そういう現象が起こるといのは、地球規模の関連で起こっていると思いますので。大阪府でできるようなことがあればまた入れてくれたらいいと思います。

水野委員 スケールがどんどん小さくなってきまして、海洋温度というのは別なんですけど、やっぱり河川の温度とか、大阪湾はどうかわかりませんが、それは都市で使っているエネルギーとか、そういうのが多少ベースとして、ベースは地球温暖化なんですけども、影響している可能性がありますので、それは大阪府でも都市の温暖化問題という形で、ヒートアイランド対策というのがいづれ進められると思いますので、その枠組みの中で、河川の温度とか、大阪湾のあたりまで影響するかどうかわかりませんが、おそらくそこで議論すべき課題だと思います。地球レベルだと、人間の使っているエネルギーというのは、

太陽からやってくるエネルギーの1万分の1ぐらいになりますので、CO₂の影響のほうがエネルギーよりもずっと大きいと思います。ですから、ここでは今言われたことは多分議論する必要はないと私は思っています。よろしいでしょうか。

奥野会長 政策としては一応、今日まとめていただいた右のほうを見ていただきましたら、結構厳し目と私は思いますが、もっとこういうふうにしましょう、数値目標をこうしましょう、ここは義務づけましょうというような提案をいただいていますので、政策としては結構いい線いっているかなと私は思いますが、ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

かなり川岡先生から指摘していただいたように、グローバルなところの視点の中での政策でないといけませんから、そこについては、いろいろ今ご指摘いただいたところを考えながら、ただ、今日報告いただきましたところは、大阪府として今後進めるに当たってはかなり厳し目でいこうと。従来から環境のほうはそういう視点で来ておりますが、それを踏襲していただいていますので、行政のほうはこれを受けとめてきっちり進めていただきたいという、何か私の願いみたいなのがありますが、一応、この報告で、これを本件の審議会の答申というふうにしたいと思っていますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。

じゃ、2つ目の議案についても、そのようにさせていただきます。

それでは、次は3番目になりますが、審議事項の3ですが、次は少し視点が変わって、廃棄物の処理計画についてでございます。

これにつきましては、実は昨年12月に諮問を受けたところでございまして、大分時間をかけて専門的に検討していただいたところでございます。これについても実は水野先生のほうにおまとめをお願いしましたので、すみませんけど、先生、もう1つお願いいたします。

水野委員 説明させていただきます。この部会は会長代理がやるべきだという形で、私、廃棄物はそれほど専門ではございませんが、そういう立場でまとめさせていただきました。

廃棄物処理計画部会からの結果を報告いたします。

部会では、本年5月以来、5回の部会を開催いたしまして、検討を行いました。検討結果を資料3-1に部会報告としてまとめております。

なお、本日の部会報告につきましては、概要をA3の資料3-2にまとめておりますので、これを用いてご説明申し上げます。

まず、上の1、計画の対象とする範囲でございますが、廃棄物処理法に規定があります廃棄物の減量その他その適正な処理ということに加えまして、循環型社会形成推進基本法等に基づく循環型社会の構築ということも見据えました、より対象範囲の広いものとしたしまして、3Rと適正処理に関する事項ということについて広くとらえるべきである、ということにいたしました。また、あわせて計画の名称も、廃棄物処理計画ということでございますが、例えば、循環型社会推進計画というような、視野の広がった名前に変更すべきだ、ということにしております。

それから、2ですが、前計画の目標達成状況についてですが、表にデータが示してあります。表の下に要約が書いてありますので、要約だけをご紹介します。

排出量については、一般廃棄物、産業廃棄物とも、目標をかなり上回る削減が進んでおります。しかし、再生利用量はいずれも目標を達成していないという状況でございます。また、最終処分量につきましては、一般廃棄物、産業廃棄物とも、目標以上の削減が進んでおります。

なお、一般廃棄物につきましては、排出量、最終処分量の削減が進みまして、再生利用率は向上傾向ではありますが、1人1日当たりの排出量、それから再生利用率、最終処分量の3つの指標は全国ワースト1という状況にあります。

次に、3の目指すべき循環型社会の将来像でございますが、部会では、目指すべき将来像を明確にしまして、それを踏まえて施策の基本方針等を検討いたしました。大阪府には、今年3月に策定されました大阪21世紀の新総合計画における2050年の将来像及び大阪府循環型社会形成推進条例に基づく基本方針の2025年の将来像というのが既にありますため、部会では、これら2つの既存の将来像の内容を確認いたしまして、現時点では問題ないと考えられましたために、その考え方を踏襲すべき、としております。

その際、部会では、これらの将来像における具体的な資源循環の流れを、資

料の裏面を少しごらんいただきますと、裏面の右側のほうにイメージ図がござ
いますが、こういった形にまとめて確認をするとともに、議論を深めることが
できたと感じております。上の図が現状で、下の図が将来像でございます。線
の太さが物の流れる量をあらわしております。詳細の説明はここでは省略させ
ていただきます。

もとへ戻っていただきまして、続いて、4、次期計画の目標の考え方につい
てですが、次期計画の目標を検討するに際しまして、関連する目標というもの
が3つございます。

もう一度、資料の裏面の参考1というところをごらんいただきたいんですが、
a、b、cと3つございまして、aは廃棄物処理法に基づく国の基本方針、b
は大阪府の大阪21世紀の新環境総合計画の目標、cは大阪湾フェニックス事
業の関連自治体で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会の掲げる目標でござ
います。

その下の参考2というところには、これらの関連する目標の達成の可能性を
見るため、各種の対策を見込んだ平成27年度の排出量等の将来推計の結果を
示しております。細かい説明をしている時間がないので、結果ですが、
これらをもとに検討した結果、表にちょっと戻っていただいて、この3つと達
成可能性というのをチェックしたわけですが、検討した結果、頑張れば可能と
いう裏づけを持ちまして、次期計画の目標は、排出量及び最終処分量について
は、これらの関連する目標と同等以上の削減を目標とすべき、といたしました。

なお、一般廃棄物の再生利用量につきましては、対策をした場合の推計結果
というのが22.4%でございますが、フェニックス事業等では25%の目標を
立てておりますが、それに達しないということがございます。したがって、
計画策定までにさらに検討を行いまして、可能な限り高い目標を設定すべき、
としております。

産業廃棄物の再生利用量につきましては、国では52%から53%にする
とありますが、国と府では現状の再生利用率に差がありますため、国の基本方
針と同程度以上の増加を目指すべき、としております。

また、一般廃棄物につきましては、現状で全国ワースト1となっている1人
1日当たりの排出量等の指標が、ワースト1を脱却できるような目標の設定に

努めるべきと、こういうことにしました。

それから、資料右側の5、循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針についてでございますが、先ほどご説明しました目指すべき将来像に向けて、3Rと適正処理を進めることを基本的な考え方として、部会で出された多くの意見を集約いたしまして、大きな項目として、(1)から(5)までの5項目としております。この資料には、報告書から抜粋して、主な施策と代表的なポイントを挙げております。以下、主要な内容について簡単にご説明いたします。

(1)のリデュースとリユースの推進では、2つ目の丸、家庭ごみの有料化の推進ということがございますが、部会でいろんな意見がございましたが、ごみ処理に経費が必要なことを排出者に認識していただき、排出抑制やリサイクルの取り組みを促進すると、こういう位置づけが重要だ、としております。

(2)のリサイクルの推進では、プラスチック製容器包装などの分別収集の拡充とか建設廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進、小型家電等の回収リサイクル、それから小型家電等の回収・リサイクルにより、いわゆる都市鉱山の活用ということが非常に大事だということを挙げております。

(3)のリサイクルの質の確保と向上でございますが、この項目は今回新しく立てた項目と言えるものでございます。同じリサイクルでも、燃料化や埋め立て用資材などへのリサイクルは1回限りのリサイクルでございますが、もとのものや素材に戻すというリサイクルのほうが資源の循環という観点からはより質の高いリサイクルと言えるということから、同じリサイクルでも、その質を確保する、あるいは向上させるということが大事だということで、項目として挙げております。

4番目の適正処理の推進では、不適正処理の根絶のほか、最終処分場の確保として、フェニックス事業の延命化とか、次期フェニックスの検討に向けましてはリサイクル率等の向上が前提であること、さらに、東日本の大震災を受けまして、災害時の協力体制などのような災害廃棄物への対応の必要性などを指摘しております。

最後に、(5)の留意事項として、循環型社会の構築に際しても、我が国の環境対策の最重要課題の1つである低炭素社会への配慮ということが必要である

というようなことについて指摘しております。

進行管理に関しては、先ほどの地球温暖化対策と同じように、進行管理表をつくって、きっちりと管理するというようなことなどを提言しております。

以上が廃棄物計画部会での検討結果でございます。よろしくお願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。部会の皆様には、先ほどと同じように、議論いただきましてこのようにまとめていただいたことを感謝申し上げまして、会場のほうから、ご質問あるいはご提案、コメントをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。何かございませんか。よろしいですか。

何もなかったら、ちょっと一言聞いたほうがいいかもしれないんですけど、私が聞くのはよくないかな。ワースト1というのが2回ぐらい出てくるんですけど、これだけ頑張って、一応、我々としては目標をクリアしたのにワースト1なんですよ、先生。

水野委員 そうですね。

奥野会長 これ、やっぱりそういう時代なんですか。我々よりも他が進んだと、そういう意味ですよ、これ、きっと。

水野委員 そうですね。今回の部会でも、ワースト1はぜひ次回は脱却したいという希望がございまして、どうなのかということは、一応、今掲げた施策を打てばワースト1は脱却できるという見通しなんです。ところが、ほかがずっと頑張りますと、そこが不透明ですのであれなんです、今、大阪府というのは、ワースト1なんです、わりに急に改善が進んでいるという状況でございますので、次回が、もちろん評価が問題なんです、達成できるのではないかと、やや楽観的かもしれませんが、そういう観測を持っております。

奥野会長 そういうことで私も中身をちょっと聞いているんですけども、この何年かの間、大阪府はかなり頑張っていて、上向きと申しますか、よくやっています、昔から比べるとほかのほうが頑張っています、ちょっと負けているんですね。これからだろうと思いますので、その辺、審議会の皆様にもご認識いただいて応援していただきたいという、そんな気持ちで、行政のほう頑張ってくださいというエールを送りたいと思いますが。

ほかにございませんか。

計画の名称が廃棄物処理計画という、今までずっとやってきた名前よりも、循環型社会をつくっていきましょうと、こういう名前にしたらどうですか、そして府民の皆様の認識を、リデュースというとは何かイメージがよくない、循環型にしましょうと、こういうことだと思しますので、私はその点も応援したいと思えますし、皆さんもその点ご理解いただきたいと思えますが、ほかになれば、これについても、この報告書を我々の審議会の答申ということにさせていただきますたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

次は、第4番目の審議事項でございます。これは、化学的酸素要求量(COD)に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準につきましてでございます。本件につきましては、3番目と同じように、昨年12月の審議会で諮問があって、専門家の部会で検討していただきました。これにつきましては、海老瀬部会長のほうからご報告いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

海老瀬委員 水質規制部会の海老瀬でございます。

化学的酸素要求量等に係る総量削減計画及び総量規制基準について、検討結果をご報告させていただきます。

本件では、審議会委員の京都大学の津野先生、私と、それと専門委員として、大阪大学の池先生、摂南大学の島田先生、大阪市立工業研究所の福原先生に変わっていただきまして審議を進めてまいりました。

資料は、資料4-1が部会報告の概要で、資料4-2が部会報告本文、資料4-3がパブリックコメントの結果です。

それでは、資料4-1の表面をごらんください。

4-1の右下に審議経過を記載しております。知事から諮問を受けまして、計4回の部会で基本的な考え方を確認し、部会報告案についてパブリックコメント手続を行いました。その結果は資料4-3としておつけしておりますが、1団体から5件のご意見をいただきました。いただきました意見とその見解につきましては後ほど説明させていただきますが、これを踏まえて、10月19日、第5回の部会を開催し、部会報告を取りまとめました。

4-1の左上の経緯の欄をごらんください。

水質総量削減制度は、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい閉鎖性水域において、排水基準のみでは水質環境基準の確保が困難である場合に、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減しようとする制度で、環境大臣が本年6月に総量削減基本方針を策定し、各府県における汚濁負荷の削減目標量の割り当てや削減の方途、目標年度などを示しております。

次に、資料4-1の2で、左下のこれまでの実施状況をごらんください。

グラフで示しておりますとおり、汚濁負荷は着実に削減が進められましたが、平成22年度のCODの環境基準達成率は40%です。一方、平成22年度の窒素及びリンの環境基準達成率はともに100%となり、赤潮の発生件数は減少傾向にあるものの、夏を中心に、底で酸素の少なくなる貧酸素水塊が発生しております。

こうした状況を踏まえまして、大阪府における第7次総量削減計画の考え方について取りまとめたものを右上に示しております。

1つ目の丸として、大阪府域からの負荷量は段階的に削減されてきましたが、CODの環境基準達成率は40%と向上までに至っていないこと、夏季を中心に貧酸素水塊が発生し、湾奥部では近年その程度が悪化する傾向も見えることから、水環境のさらなる改善を図るため、引き続き負荷量の削減を図ることが必要です。

2つ目の丸として、閉鎖性海域である大阪湾の水質には、大阪湾内でのプランクトンの増殖による内部生産や底質からの溶出などのさまざまな要因が複雑に関係しているため、陸域からの流入汚濁負荷量の削減に加えて、大阪湾の水質改善に関連する幅広い取り組みを推進することが必要です。

3つ目の丸として、特に、瀬戸内海の中でも大阪湾に着目した対策の必要性が第6次総量削減に引き続き指摘されており、大阪湾集水域において、他府県・市町村をはじめ、住民、NPO、企業等と協働して、一体となった取り組みを進めることが必要です。

4つ目といたしまして、真ん中の4の欄に削減目標と施策についてまとめております。

削減目標の内訳について試算を行いましたところ、発生源別の平成26年度の削減目標量は表の記載のとおりで、括弧内は平成21年度の実績です。CO

Dと窒素については、数字を丸めておりますため、見た目の結果は同じ値になっておりますが、ごくわずかの削減、リンについては若干の削減が必要ということになっております。

削減目標達成のために、生活排水対策としては、下水道その他の生活排水処理施設の整備、高度処理の導入促進、家庭における対策、産業排水対策としては、総量規制基準の設定、小規模事業場等に対する指導、その他の汚濁発生源に係る対策としての農地からの負荷削減対策、畜産排水対策などを挙げております。

また、それらに加えて、あらゆるところで互いに連携・協力して、大阪湾の再生を図る取り組みが必要であることや、進行管理・点検評価システムについて記載すべきであると指摘しております。

最後に、1日当たりの平均排水量が50立方メートル以上の工場、事業場に適用する総量規制基準、C値といいます。これについて検討をいたしました。C値は国の告示で適用すべき値の範囲が示されており、その範囲内で各都府県ごとに適用する値を定めることになっております。その考え方として、新增設の施設のC値については、新たな処理施設の導入が可能でありますことから、原則としてC値の範囲の下限値を採用しております。既設の施設のC値については、現状の水質処理方法等を考慮して、可能な限り厳しい値を採用しました。

資料4-1の裏面は、発生源別の削減目標量の算定方法やC値の設定のフローを参考に記しております。

続いて、資料4-3のパブリックコメントでいただきました意見と、それに対する部会の見解についてご説明いたします。

資料4-3をごらんください。

9月8日から10月7日までの30日間、部会報告案について府民意見の募集を行いましたところ、1団体から5件の意見が提出されました。

意見1と2は、さらなるCODや窒素、リンの削減は必要ない、今後は底層のDOなどの基準に重点を移すべきというものです。これに対する部会の見解は、総量削減計画は国の総量削減基本方針に基づいて策定される法定計画で、国の基本方針では、大阪湾においてはさらに水環境改善を図る必要があるとして、都府県別の削減量が決められております。現状も環境基準の達成率が40%

であるということも考慮しております。

意見3は、季節を考慮した総量削減計画も検討されるべきというものです。部会の報告としては、国が場所や季節に対応したきめ細かな管理方策の検討を行うとしており、大阪府においても、情報収集と次期計画策定に向けた汚濁負荷量の適正管理について検討を進めていく必要があると考えています。

意見4は、栄養塩類について、大阪湾独自の管理方策の検討を行うべきというものです。部会の見解は、国においても栄養塩類の効率的かつ効果的な管理方策が検討されていることを踏まえて、ご意見の趣旨に沿う方向で、部会報告書の案文を一部修正いたしました。

意見5は、具体的な施策が実施されるよう、国、大阪府等に働きかけを求めるものです。部会の見解としては、国及び沿岸自治体等からなる大阪湾再生推進会議により策定された大阪湾再生行動計画におきまして具体的な施策が位置づけられており、部会報告案にはご意見の趣旨を盛り込んでいると考えております。

審議経過でもご説明しましたが、これらパブリックコメントでいただいたご意見も参考に部会報告を取りまとめました。

以上が化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準についての水質規制部会での報告でございます。よろしくお願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。この報告につきましては、パブリックコメントを踏まえて最終報告にまとめていただきました。部会の皆様には改めてお礼申し上げたいと思います。

それでは、ただいまの報告に対しまして、ご質問やご討論、コメント、ございませんでしょうか。

松林委員 今の報告を聞きまして、水が改善してきているのはいいんですけど、改善ばかりではなくて、改善によっていろんな生物が生存できるというんかな、生物多様性の保全と生物生産性の向上の視点から見まして、生物生態系を指標とした環境保全基準にという方向性をちょっと変えてくれませんが。これは、ただ水質改善だけです、このやり方は、この報告を見ていたら。水はきれいになっても、そこには魚はすみません。去年のこの会議での発言内容を調べたらこの場で発言していると思います。きれいになってすぐに魚が戻ってくるとか、

ようさん上がるとかは別の問題です。

だから、水質改善するのも結構なんですけど、栄養がある海水に戻してくれませんか。生物がいてるような環境のほうにちょっと方向性を工夫してもらえませんか。方向性を変えてください。

奥野会長 それについては、何か。

海老瀬委員 もちろん生物生態系も水環境ということですから考慮はされて、実際には検討内容としては検討しております。だんだんその方向には向かいつつあるようには思いますが、今言っておられる中で、その方向に全部答えられる委員会かといいますと、この水質汚濁、まずはここの部会では、そういう今おっしゃっていただいたことも考慮しつつ、負荷されるものをいかに少なくして、水環境、あるいは生物までも含めた水環境でございすけども、その中で環境を改善していくという立場で議論をしておりますので、目標及びその設定は徐々に今後とも変わっていくとは思いますが、こちらでは、まず国の削減方式と大阪湾の現状ということで、総量を目録内に抑えられるということ、規制をしていこうという総量規制の案の検討でございすので、一気に今おっしゃっていただいた水環境の汚濁負荷の規制から生態系環境に向けた形には、ちょっと部会の性格が違って、もうちょっと大きな部会で検討すべきことのように思います。

奥野会長 よろしいですか。答えになっていないですか。

松林委員 質問のあれがちょっと悪かったかわかりませんが、水質改善も大事ということはわかっております。その問題の中で、窒素とリンは生物にとつては必要不可欠なものです。

奥野会長 そういうことをおっしゃりたいんですね。

松林委員 うん。削減の対象には値しないんじゃないかと思うんですけどもね。

きのうも神戸のほうで瀬戸内海の10府県の漁連会長会議がありまして、この問題とよく似た問題でずっと2時間ほど議論しまして、第7次瀬戸内法ですか、国からのあれを、今年かな、あと5年続くんですわ。このままで5年続かれて国の基準を守られたら、瀬戸内海で漁師というのは、今が100%やったら、漁師の人間が半分ぐらい減るんじゃないかというぐらい危機感を持っています。そやから、それを何とか、窒素とリンだけでもそういう規制のあれから

外してくれという、議員立法というんかな、それで国会に国のほうに働きかけていこうという、一応そういう方向性はきのう確認したところなんですけどね。そやから、大阪としても何とかお願いしますわ。我々の現状をわかっていただいて、窒素とリンだけでも規制の対象からちょっと……。国の対象はわかりますよ。その対象以内でおさまるくらいのあれで……。

海老瀬委員 おっしゃっていることは前任の先生からもお伺いしております、要するに、大阪湾の窒素、リンも少しずつ減っていることも事実ですし、最近10年間の水質変化を見ますと、瀬戸内海という中で、大阪湾を除いた瀬戸内海の広い範囲では、魚介類にとって窒素、リン不足ということが指摘されておりました、各地域海域について、それぞれまた検討を行う方向で、関連する各府県でいろいろ議論が始まっております。大阪湾でもそういう議論をしていくべきだろうと思いますが、まだCODと窒素、リンという間の中のいろいろな関係もございまして、窒素、リンだけがうまくいっても、CODが達成できていなければ中の内部生産ということもありますので、もう少し検討と、地域に限っての内部を詳しく調べて、今後、そういうことに考慮できるような検討を進めるべきだと思います。

奥野会長 魚のすめる……。

川岡委員 今おっしゃっていただいたというのは、僕も環境をまだあまり勉強をやっていないんですけれども、現場へ行くと、要するにある程度、栄養素のところでは生物が非常にすみづらい環境に大阪湾がなっているとおっしゃっているんですね、現実。僕、それを聞いて非常に、えっ、そんなことないだろうと思ったんですけれども、現実、磯枯れまではいっていませんけれども、湾内のところにおいては、研究レベルの方においてもそういう発言をされているんですね。

今おっしゃっていただきましたけれども、例えば鉄鋼のスラグを入れて、もう少しやってみようかというのは国、環境省のほうでもやっていますけれども、今のご意見というのは、僕、もう少し反映してもらいたいと思います。僕、先ほども海水温のことを言いましたけれども、いろんな汚濁のところではなくて、違うステージに行っているんだと思います。

例えば、湾内とか、この海水温のところ、生物が0.5度でも、言ったら、先

ほどマコガレイの話をされましたけれども、そういう対策のところを目を向けていって、昭和40年代とかそこら辺の水質の汚濁のところのステージを、ここでもちょっと書いてありますけれども、ちょっと違うステージに、先生方は専門でそれを委託されているからあれですけど、ぜひともそういうお声のところも重点的に聞いていただかないといけないステージにも入っているんじゃないのかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

奥野会長 それは受けとめていかないといけないでしょうね。

海老瀬委員 ご趣旨は非常によくわかりますし、地域的に今、濃度も違っていて、環境基準達成率も、沖合部と湾の奥のほうと沿岸部、そういうところでまだずれがちょっと残っていると。その部分でもう少し削減をしていかないといけないという部分と、今おっしゃっていただいた窒素、リンは足りない部分もというか、水産にとって足りない部分という部分も残っている。これ、かなりみんな認識が進んでおりますので、徐々に徐々に地域的なことを考慮した対策等とはれるように、中央のほうでも今、考え方が変わってきているようですので、現状は国からの方針に従いまして、大阪府内でもCOD40%をもうちょっと上げたいということでございます。

奥野会長 今のご発言を受けとめて、政策をこれから考えていかないといけないと思うんですけど、今日の報告の中に、私の感想ですと、かなりよくなってきているんですけど、きれいとかという言葉が非常にあいまいなので、やっぱりおっしゃるように、結果的に魚がちゃんとすめる海にしないといけないという、そういうことだと受けとめれば、CODだけじゃだめだし、窒素だけ、リンだけでもだめだし、特に厳しいのは、大阪湾の底質、底ですね、底にたまっているヘドロとかそういうのが、きれいに水がなってくると、そこから出てきちゃって、赤潮とかができちゃったり貧酸素水塊ができたりしていますので、そうすると完全に魚はすめませんからね。ちょっとトータルで考えないといけないんですけど、視点は変わってきていると、そう受けとめていただいて、確かに頑張っていないといけないと思いますね。CODだけの問題ではないということはお受けとめてくださっていると思いますし、行政のほうもそのようにお願ひしたい。

ほかにございませんか。

松林委員 会長のお言葉やけど、へドロって大阪湾ってあんまりないですよ。
へドロはないけど、我々も海底耕うん事業を今年からやり始めて、海底を耕してちゃんとやっています。

奥野会長 場所にもよるし、はい、わかりました。

ほかに、何かございませんか。よろしいでしょうか。

これについては、パブリックコメントまで行って、それを踏まえて報告書にまとめていただいておりますので、本件については、これを我々の審議会の答申ということにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。

それでは、あと4つの報告をお願いしたいんですが、まず、温泉部会のほうからの許可の話、これはどちらでしたかね。益田先生でしたか。すみませんが、お願いいたします。

益田委員 益田でございます。

では、報告させていただきます。前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成23年8月26日に開催いたしました。そこでの結果について報告いたします。

それでは、お手元にお配りしております資料5をごらんいただきたいと思います。存じます。

平成23年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請3件及び温泉動力装置許可申請4件につきまして審議いたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、ご質問ございませんでしょうか。よろしいで

しょうか。

我々の審議会の条例第6条第7項で、部会で決議していただきますと、それがこの本審議会の答申になる、報告になる、そういう規定がございますので、もしご質問、その他ご意見がなければ、これをもって報告を我々の報告にするということになりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 それでは、温泉部会につきましては、そのようにさせていただきます。

次の報告は、平成22年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する意見聴取、ちょっと長いですが、そういう報告を、これはどなたでしたっけ？

南部環境農林水産総務課長 私の方からさせていただきます。環境農林水産総務課の南部でございます。本件は、内容が関係室課に広くまたがりますので、私の方から説明をさせていただきます。

資料は番号6として用意はさせていただいておりますが、本日は、概要をまとめましたパワーポイントで簡潔に説明をいたします。正面のスクリーンをご覧ください。

(パワーポイント使用)

本件は、平成14年に策定いたしました前回の環境総合計画の進行管理の一環として、毎年度、本審議会でご報告し、ご意見をいただいているということでございます。

なお、スクリーンには前回の計画の体系をお示ししております。昨年度、平成22年度は計画の最終年度にも当たりますことから、本日は、目標の達成状況についてもあわせてご説明させていただきたいと思っております。

次に、計画の進行管理でございますが、図のように、PDCAサイクルによるシステムを前計画から導入しております。本日は左下、チェックの段階に位置づけておりますので、委員の皆様方には幅広くご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、順次説明いたしますが、講じた施策につきましては、時間の関係もございましたので、主なものに限らせていただきます。また、進捗状況につき

ましても、先程の審議事項において各部会から報告のあった内容と若干重複がありますけれども、ご容赦をいただきたいというふうに思います。

次、お願いします。

まずは、廃棄物の減量化・リサイクルでございます。

主な目標としまして、廃棄物の最終処分量を平成22年度までに、平成9年度比でおおむね半減させることを掲げておりました。一般廃棄物、産業廃棄物の最終処分量は、ごらんとおり、ともに2010年度の目標を達成できる見込みでございます。

次、お願いします。

次に、この分野における平成22年度に講じた主な施策でございます。

廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、容器包装リサイクルや府独自の家電リサイクル大阪方式の推進に取り組みました。また、府内における廃棄物のリサイクルをより一層促進するため、リサイクル製品認定制度を運営しており、平成22年度末時点で300製品を認定しています。また、この制度を推進するため、平成22年4月、インターネットショップ「なにわエコ良品ショップ」をオープンいたしました。

さらに、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向け、排出事業者や処理業者、土地所有者等への指導・啓発に努めたところでございます。

次に、地球環境保全についてでございます。

先程の温暖化対策部会の報告にありましてとおり、主な目標といたしましては、温室効果ガスを1990年度から2010年度までに9%削減することを掲げております。排出量は、ご覧のように、2010年度の目標を達成できる見込みとなっております。

続きまして、講じた主な施策でございます。

温暖化防止条例に基づき、事業者の温室効果ガス排出量の抑制を進めるとともに、2番目でございますが、大阪版カーボン・オフセット制度として、温室効果ガス排出削減クレジットの売り手と買い手をマッチングする大阪独自の制度を構築いたしました。また、業務ビルや商業店舗等において、省CO₂対策の集中導入を行うモデル事業や、バイオエタノールを3%混合したガソリン(E3)の実証事業を実施いたしました。

続きまして、大気、水質、有害化学物質について説明いたします。

大気につきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成を掲げており、府内各地にあります大気測定局で常時測定をいたしております。両物質ともに、一般の測定局、自動車の排気ガスの影響を把握する自排局の両方で、ご覧のとおり、環境保全目標は100%達成となっております。

続きまして、水質の状況です。

主な目標としましては、カドミウムなどの健康項目と河川のBOD目標達成率をおおむね100%にすること、及び海域のCOD目標達成率をおおむね80%にすることを掲げており、各項目について、大阪府内の河川や大阪湾で測定しております。上段、青い折れ線を表示しております河川のBODは、この10年間で改善傾向にあります。生活排水の影響もあり、目標達成には至っておりません。

一方、下段、赤い折れ線を表示しております大阪湾のCODは、水質規制部会の報告にもありましたとおり、さまざまな要因から40%で横ばいの状態で、目標達成には至っておりません。

次に、有害化学物質の現状です。

主な目標は、ダイオキシン類の排出量を平成12年度比で約4割以上削減することを掲げております。廃棄物処理法の構造基準に不適合な焼却炉を廃止する等の指導を徹底した結果、平成14年度以降、目標以上の削減が図られており、平成22年度では93.5%の削減となっております。

続いて、講じた主な施策でございます。

まず、自動車NOx・PM法の排出基準を満たさないトラック、バス等の流入車規制を実施しております。

次に、家庭における生活排水対策の啓発等を進めるとともに、排出基準の遵守・徹底を図るため、延べ1,100件の事業所に立入指導を行いました。

また、解体作業時のアスベスト飛散防止対策や、事業者による化学物質の管理計画等の届け出を求める化学物質管理制度の対策を進めたところでございます。

続きまして、自然との共生です。

主な目標といたしましては、泉州地域などにおいて、優れた自然風景の保護と適正な利用を進めるため、新たに府立自然公園を指定することを掲げており

ます。

取り組みの状況でございますが、本年7月に府立阪南・岬自然公園として947ヘクタールを指定したところでございます。

次に、講じた主な施策でございます。

自然公園の指定のほか、ため池や水路を農業施設として活かしつつ、都市に潤いと安らぎを与える地域の資源として活用するため、オアシス整備事業に取り組みました。また、まちの中に多様な緑を創出するため、街なみストリート助成事業として、民間施設の接道部における拠点となる緑化に対して助成を行いました。

続きまして、環境保全活動の推進です。

主な目標といたしましては、総合的な環境情報発信拠点の整備、交流機会の提供を掲げております。

取り組みの状況でございますが、環境NPO等の情報交流事業として、ネットワークシステム、通称「かけはし」を運営し、さまざまなメンバーが交流会やセミナーを通じて環境に関わる情報の交流を行いました。

続いて、講じた主な施策でございます。

生駒山系を屏風に見立て、府民との協働で植樹を行う生駒山系花屏風構想を推進いたしました。昨年度の実績はごらんとおりでございます。

続きまして、環境情報プラザの管理運営についてでございますが、ごらんのように、研修室の府民への提供等を行い、平成22年度は約1万5,000人の方々にご利用いただいたところでございます。

以上、簡単に報告を終わりますが、幅広くご意見をいただければ幸いです。また、本日以降でもご意見がございましたら、事務局までお寄せいただければありがたいというふうに感じております。

以上で説明を終わります。

奥野会長 ありがとうございます。資料の6に詳しくございますが、ただいまの説明にもありましたように、講じた施策につきましては、本審議会の意見と、それに対する府の考え方を環境白書という形であらわすこととなりますので、何か皆様のほうから忌憚のないご意見あるいはコメントをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

水野委員 資料6の報告書に書いてあるかもしれませんが、今のお話を聞いてみると、やったやったということばかりが出てきまして、多分未達成という項目もあるかと思いますが、ぜひ努力の必要な項目というようなところをどこかにまとめてリストアップしていただければ、何が足りないのかというのがわかると思いますので、そういう配慮もお願いできればと思います。

奥野会長 答えなくてもいいですか、今のは。他にもあってから答えましょう。他にございませんか。分厚いですので、先ほど、府民に見やすい形でまとめるとかというのがどこかにあったんですけど、今、そういうような……。

津野委員 先ほどのご説明の中で、大阪湾再生事業というんですか、そういうのが出ておりましたが、この白書では何ページに出ているんでしょうか。あるいは、その概要についてお知らせいただくとありがたいんですが。

奥野会長 じゃ、これはきっちりいきましょう。じゃ、事務局の方からお願いします。

南部環境農林水産総務課長 最初の点については、会長から今ご指摘がありましたとおり、実は、前回の計画ではこの審議会に報告をさせていただいてご意見を伺うということになっておりますけれども、冒頭、1つ目の総合計画部会の報告でございましたように、今後は審議会報告に先立ちまして、部会報告できちっとチェックをいただいて、多分、そのときにできていない項目等もあぶり出されてくると思いますので、今後はそういうチェックの中で、できた項目、できない項目について整理をして、また審議会の方へご報告させていただきたいというふうに考えております。

奥野会長 2つ目の、今のご質問、どなたか。

谷口環境保全課長 環境保全課長、谷口でございます。

大阪湾再生の推進の関係ですが、まずは、資料6の6ページに、ごく簡単ではございますけど、概要を記載しております。

読み上げますと、大阪湾再生推進会議、これは近畿地方整備局のほうで行われている会議でして、国、府県、それから市などで構成されておりますが、そこにおいて策定されました大阪湾再生行動計画——これは平成20年11月に改訂されておまして——により、関係機関が水質一斉調査など大阪湾再生のための施策を実施しましたということです。

これには、大阪湾周辺の各行政機関あるいはいろんな活動団体、あるいは研究所も含まれるんだと思うんですけど、毎年夏、8月ですけども、ばらばらに測定していたものを、ある日一日で一齐にやるということで、これまで8年ぐらい続けて行われております。そこに環境管理室と書いていますけれども、我々の立場とすれば、この再生行動計画の進行について、いろんな主体がいろいろやっていきますので、一緒になってその進捗の状況を見ていくということでございます。

具体的にどういう対策などが行われているのかということですが、例えば、干潟、それから緩傾斜石積み護岸、そういったものの実験的な整備があって、その辺でどういう効果があるのかというようなことをやっていますので、それを確認しているということです。

具体的には、この資料57ページに、横の表がありますけど、その左端に、大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生というようなことで、干潟・藻場、それぞれこういうふうに整備していきますという計画を掲げておるところです。

奥野会長 よろしいですか。

津野委員 これは既に動いているということであれだと思んですが、先程ご意見がありましたように、幅広く水産サイドとかそういうものもこの中に入るんじゃないかと。そういうところできちっと議論をしてやらないと、既に動いているいろんな計画の中で、そういった議論を踏まえた上でないと、なかなか取り入れられないんじゃないかと思ひまして。いわば、この中に入れるのか、また別でつくるかは別にしまして、今ご意見が出ましたので、そういう観点からの検討は非常に大事だろうと思ひますので、きちっと検討されて位置づけをしないと、なかなかいろんな部会の計画の中には入りづらいという気がしましたので、あえてご質問させていただきました。

奥野会長 ありがとうございます。では、そういう趣旨でございますので、事務局の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他にございませつか。他に何かご指摘……。

石井委員 2点ちょっとお伺ひしたいんですけど、まず1点目は、28ページのところに、カシノナガキクイムシのことが出ています。小さな小さな虫な

んですけど、私の専門が昆虫学なものですから、とっても心配しているのがこれなんですけど、滋賀県とか京都に行きますと、京都の周りの山というのは、紅葉が始まる以前に茶色くなってしまっていると。それはこのカシノナガキクイムシが入ったことによって、ナラ枯れが起こっているからなんです。この文を読ませていただくと、大阪府でも既に北摂の方から入っているんですけど、一番最後の言葉がちょっと心配なんですけど、「被害が広がっていることが判明しました」で終わっていますが、これでいいかということ、私はそう思っていないんです。どうしているのかというのが1点。

もう1点は、36ページ、これ、以前からいつも気にしているんですけど、花屏風事業というのがございます。この名前が私、実は気に入らないんですけども、何をやるのかということなんですけど、常識からいったら、花屏風といったらきれいな花を植えましょうということになるんですけど、余計な木を植えられると在来の生態系というのは乱れてしまいますので、ここで「花木や紅葉の美しい樹木を植える」と書いていますが、一体何を植えたのか、この辺をお伺いしたいと思います。

奥野会長 かなり具体的ですけど、どうぞ。どなたかお答えできますか。よろしくをお願いします。

勝又みどり推進課長 みどり推進課長の勝又でございます。

1点目、ナラ枯れでございますが、先生お示しのように、大量のカシノナガキクイムシがナラ、カシ類の幹に穴をあけて潜入し、体内に付着した病原菌(ナラ菌)を大量に樹体内に打ち込むことによって、ナラ菌が樹体内に蔓延し、水切れ状態を起こし枯死するという事で、枯損時期が7月から9月が多いという事で、その時期になって判明するというものでございます。

大阪府では、平成21年に北摂、高槻の方で発見されまして、それまでも京都府と協力しまして、京都府の方が被害がかなり以前から出ているという事で、その防止活動で、森林監視を私ども森林保全員等を通じまして嚴重に、まずは水際をやるということ、京都府の試験場との懇談も兼ねまして、防除対策について検討を進めたその中で21年度に出たということ、まず、被害木の伐倒駆除をするということ、平成21年度については、被害材積で102立米に対して、すべて伐倒をし、駆除を行っております。また、22年度

には高槻から茨木、島本をはじめ、箕面、枚方、交野、いわゆる淀川河川沿いの市町村に広まったということで、432立米の被害がございました。これにつきましても、伐倒燻煙処理を実施してきたというものでございます。

それと、花屏風でございますが、これにつきましては、生駒山系におきまして放置竹林、これが拡大をしまして、竹林の場合、成長量が5月に一気に上に伸びますので、結果、広葉樹を圧迫して枯れているという状態が生じました。この竹林を伐採するとともに、郷土樹種を用いた植生改良をしようということが1つ。

それともう1点は、やはり人為圧によって遷移が失敗したといえますか、ツタ類に覆われて山が灌木しかない、高木が枯損しているというようなところにおきまして、郷土樹種でありますヤマザクラを中心に、またヤマモミジ等の植栽を実施しているというものでございます。

名前についてのご指摘でございますが、やはり府民協働でやらざるを得ない、個人の土地がほとんどでございまして、そういう中で地元の皆さんの協力、地権者の協力を得ながら、また地域の協力を得るということで、こういう名称にさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

奥野会長 ほかにございませんでしょうか。

今、いろいろ出た意見、一言で言うと、トータルで考えてくださいねということだと思うので、事務局の方、あるいは行政の方で、ぜひ今あった意見、必要じゃないかなと私は思いますが、ちょっとこの文章の表現を変えとか、さっき石井先生の指摘があった「判明しました」で終わっているんで、実は聞いたらずい少しいは対策はやっているんですから、そこもちょっと変えとか、何か少し工夫していただくようお願いできますか。よろしいですか、皆様。

他、何か。

坂東委員 私のほうから、大気汚染関係のことでちょっと質問させていただきます。

いただいている資料の16ページ、17ページのところに、大気環境の保全ということで目標と達成状況を書いただいております。一方で、これ、私自身も直接関係している部分もあるので、これを言うにつらいところもあるん

ですが、74ページを見ていただきますと、環境保全目標のところ、例えば光化学オキシダントの項目がございます。窒素酸化物であるとか浮遊粒子状物質の方については目標が達成できていて、光化学オキシダントの方についてはなかなか難しいという現状があります。そっちの方についてこの報告の中に書かれていないというのは、中身としては私、実はわかっているんですが、光化学オキシダントの場合は直接排出物質じゃなくて、何かを規制して下がるというものではありません。そういうときに、そのメカニズムなり、あるいは対策とその効果がどうなっているかということきちっと把握するためには、17ページのところを拝見すると、その視点で、そこに向けた対策・事業、あるいは下の方に書いてございますけども、モニタリング事業あるいは大気汚染状況の解析とか、そういうところへの取り組みの仕方が足りないのではないかと気がしております。

そういう意味では、光化学スモッグについての対策、これは非常に難しいのは重々承知はしているんですけども、地域特性もございますし、もっとてこ入れをしていただいて、環境改善に向けた努力をしていただく必要があるのではないかと思いますので、その分野の専門の立場から、その辺のところへの配慮をお願いしたいと思います。

奥野会長 どなたか、事務局のほう、お答えになりますか。それとも、先生がかなり専門的で言っていますので、「はい」と言うしかないのかな。どなたか、どうぞよろしくお願いします。

谷口環境保全課長 環境保全課長、谷口でございます。

先生のご指摘のとおり、光化学オキシダントにつきましての環境基準の達成率といいますのは、全国的に見てもほとんど達成ができていない状態で、極めて難しい問題だと認識しています。これは誰かが光化学オキシダントを排出しているわけじゃなくて、大気中での反応に伴い生じるものですから、何をどう規制すればどうなるのかというメカニズムを明らかにしていくというのは、そのとおり重要でございます。

ここは、全国的に難しい問題があって、多分、大気の状態がかなり以前と比べて変わってきている、特に窒素酸化物の環境中の濃度であるとか、そういったものが昔にこの対策を考えられた時点とは変わっているということで、現時

点においての解析を改めてやらねばならないような状況になっているというふうに考えております。

そのため、国のほうでは、もう五、六年前になるんでしょうか、新たにシミュレーションをして、VOCなどの――VOCといいますのは、揮発性有機化合物ですけれども、こういったものの削減を3割するというところで、大気汚染防止法の改正などがあったところです。大阪府におきましては、これの削減はおよそ4割ほど進んでおりまして、国の目標を超えておるんですけども、光化学スモッグの発令の状況などが減っているというわけではない状態です。

先生おっしゃいますように、その辺の解析は地域的なこともありますので、やっていくということで考えておるんですけども、何分財政的な問題があったりしますので、国がやった方がいいような研究までを大阪府で取り組むということではなくて、もうちょっと大気汚染の濃度の、特に光化学オキシダントの濃度の状況、経時的な変化の状況、そういったものを解析して行って、どういところに手を加えれば最も効果的な対策ができるのかというようなことは、今後とも、研究所のほうと一緒に考えていきたいと考えています。

奥野会長 専門家にもお願いして進めていただきたいと思いますと思いますが、もう一人、花嶋先生。

花嶋委員 4ページ、5ページのところの廃棄物の減量・リサイクルの推進に関するところなんですけれども、先ほど、新たな廃棄物処理計画についてのご報告がありましたように、目標を達成しているところもあるけれど、でも、達成したといってもやはり全国ワースト1というところで、日々の業務の中で大阪府は粛々とやっていらっしゃるという上で、次のページの5ページに主な施策というのが書いてあるのかと思います。

しかし、例えば家電リサイクルの大阪方式をやっているという記述に関して、大阪方式を推進していますということなんですけれども、大阪方式の方が本当にいいのかなというところについて、もう少ししっかり書かれたほうがいいのではないかな。

それから、その下の「実証調査を実施しました」も、しただけで、どうだったかとかいうようなことがありませんし、その下の「なにわエコ良品専門のインターネットショップを開設しました」なんですけれども、開設して、果

たして本当に物が売れたのか、回ったのかというようなことについてもう少し言及されないと、どうもこの施策によってごみが減ったという感じはしませんので、その辺、こういうふうにしました、で、どうだったのかというようなことをもう少し記述されたらいかがかなと思いました。

奥野会長 ありがとうございます。何か答えが必要ですか。いいですか。大体全部似ている質問と意見と。講じた施策というのがタイトルなので、そっちへ引っ張られているんだと思いますが、皆さんの意見は、やっぱりもうちょっとちゃんと丁寧に書いてほしいと、こういうことですので、よろしく願いしますというふうにまとめてよろしいか。

では、最後に森先生。

森委員 今おっしゃったようなことに若干関連するかなと思うんですが、7ページの、いわゆる新エネルギー導入目標の部分なんですけれども、実績の部分で、2種類は目標を達成し、4種類は6～8割ということなんですけど、ただ、この中で、導入目標を掲げていても5%とか0.8%とかというようなものも出てくるわけですよ。そうすると、これは現実的にこういうことがまだ無理だということなのか、それとも、ここの部分はやっぱり必要だから、きちっと進めていかなあかんということなのか、そういうところがどうもこの数字だけではやはり見えてこないなというふうに思うんですね。

私は、今後の新エネルギーという分野、非常に重要なところだと思いますし、また、これは非常に地域性というか、それぞれにやりやすいものと、これはちょっとここは無理というものもあると思うので、そのあたりも含めて、細かくそれぞれの地域と連携をしながらやっていく部分もあるだろうというふうに思いますので、この辺もう少し、大阪府としてどのような方向でこの新エネルギーというところ、何になったら有効で、そしてどんどんこの部分は進めていこうというふうに考えたらいいか、もう少しその辺、専門的な観点も含めて、しっかりと打ち出してほしいなというふうに思います。

奥野会長 これについては、やっぱりちょっと一言答えていただかないといけませんね。どなたか、新エネルギーについて、ちょっとコンパクトに。すみません、時間がどんどんたってくるので、議長としては大丈夫かなと思っているけど、お願いします。

山本副理事 副理事の山本と申します。座ったままで失礼します。

ご指摘の7ページの目標というのは、10年間でやっていこうということを掲げていまして、確かにその時点でこれからどんどん技術開発されるなど読みつつも、価格が全然下がらなかったとか、その他いろんな要因があって達成できなかったものもあると思います。この後、最後にちょっとご報告したいと思うんですけども、そういうことも含めまして、新しいエネルギー社会づくりを考えていかなければならないと思います。

奥野会長 4コマ目のところにちょっと出てきますので、先生、そこまでちょっと待っていただけますか。

じゃ、私がちょっとまとめたように、もうちょっと丁寧に、府民がわかるように、表現の不適切なところは変えていただくことを事務局のほうに伝えて、すみません、あと2つありますので説明させていただいて、森先生の質問は最後にちょっと出てくるので、そのようにさせていただいて、もう1つは、大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更ですね。これは事務局のほうでお願いします。

磯田資源循環課長 資源循環課長の磯田でございます。

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更につきましてご説明申し上げます。座らせていただいて説明させていただきます。

大阪湾圏域広域処理場整備事業、通称フェニックス計画と呼んでおりますけれども、この基本計画につきまして今回変更するというごことをございまして、説明をさせていただきます。

このフェニックス計画は、国土交通、それから環境の両大臣の認可を受けました大阪湾圏域広域処理場整備基本計画というものに基づいて、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営をしております。

資料7、A3の横のものでございますけれども、資料7をごらんいただきたいと思います。

まず、このフェニックス計画の概要について説明をいたしますと、近畿圏から発生をいたします廃棄物を適正に最終処分し、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図ることを目的としております。

そして、近畿2府4県168市町村が連携をして実施している事業でございます。

まして、昭和56年、広域臨海環境整備センター法という法律でございますが、この法律の施行後、昭和57年に事業主体でありますセンターが設立され、昭和60年に基本計画の認可を受けてスタートしたものでございます。

これ以降、神戸沖・大阪沖の処分場の位置づけ、あるいは随時基本計画の変更を行いつつ、廃棄物の安定的な処分の役割を果たしてきたところでございます。

現在の進捗状況でございますが、現在の埋め立ての進捗状況は、資料7の下段左側に記載をしておるとおりでございます。尼崎沖の管理型と安定型の処分場、泉大津沖の管理型の処分場は既に廃棄物の受け入れを終了しております。現在、残土だけを受け入れてございます。実質、廃棄物を受け入れておりますのは、泉大津沖の産業廃棄物の安定型処分場と神戸沖・大阪沖の管理型の処分場の3処分場でございます。

今回、基本計画を変更いたしますのは、この中の廃棄物の種類及び量、それから、建設工事や海面埋め立ての実施に関する事項の2つの項目を変更いたします。それ以外に、基本計画では、広域処分場の位置とか規模、あるいは受け入れ対象区域などを定めておりますが、今回の変更は先ほどの2項目でございます。

廃棄物の種類及び量の変更につきましては、神戸沖処分場と大阪沖処分場の廃棄物の種類及び量の変更でございます。

近年の廃棄物の受け入れ状況でございますが、一般廃棄物あるいは上下水道の汚泥、こういったものは減量化等が進みまして、受け入れ量がもともと計画をしておりました計画量を下回る状況が続いております。一方で、管理型の民間の産業廃棄物につきましては、このリーマンショックまでの景気回復基調の中で計画量よりも多く搬入されてしまったことで、現在、計画量を上回るような状況で進捗がしているというような状況でございます。

このため、一般廃棄物の受け入れ枠の一部を産業廃棄物の受け入れ枠に振りかえることによりまして、一般廃棄物と産業廃棄物の受け入れ時期を同じ時期に終了させようということで、神戸沖で150万立方メートルを一般廃棄物から産業廃棄物に、大阪沖の処分場で300万立方メートルを一般廃棄物から産業廃棄物へ変更しようというものでございます。

また、この変更に伴いまして、現在、平成33年度までで埋め立てを終了する計画であったものが、平成39年まで受け入れることになり埋め立てを行うということですので、その埋め立ての期間、またトータルの工事の期間を延長するということに変更しようということ、添付をさせていただいております大阪湾圏域広域処理場整備基本計画というA4の冊子でございますが、これがそれを取りまとめた計画（案）でございます。

なお、この計画（案）につきましては、既に公表、縦覧及び意見聴取が実施されておきまして、今後、大阪湾広域臨海環境整備センターにおきまして意見を踏まえた所要の修正を行った上で、国土交通、環境の両大臣への認可申請を行われる予定でございます。

以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

これについては、既に進んでいる中でのことでございますが、よろしいでしょうか。時間がぎりぎりになって、もうちょっとお許しいただけますか。

最後のもう1つの4番目の報告、新しいエネルギー社会づくりに関する検討結果ですね。これについてご説明いただいたら、さっきの大阪府として新エネルギーはどこがやらなければいけないかという、そういうことに……。

お願いします。

水丸地球環境課長 そうでしたら、私、地球環境課長の水丸でございます。

私のほうからは、資料8-1に基づきまして、関西広域連合における今冬の節電目標等についてということをご説明をさせていただきます。

なお、新しいエネルギー社会づくりに関する検討につきましては、冒頭、部長のあいさつにもございましたように、震災及びその後の原発事故の影響によりまして電力不足が懸念されるような状況になったことを踏まえまして、これまで国と電力会社が所管していた電力需給などのエネルギー問題について、地方自治体も自らの問題として検討すべきということを取り組みを始めたところでございます。

それから、この夏の節電では、関西広域連合、それから関西電力、それと国がそれぞれ違うタイミング、違う目標値を示すというような形で、ちょっと混

乱をしたと。そういう反省を踏まえまして、今冬の電力需給・節電の検討につきましては、国、関西広域連合、関西電力の3者で整合のとれたものにするべく検討を重ねてきて、この資料8-1に示しておるような内容で節電を働きかけていくということになったものでございます。

まず、資料左上、関西広域連合の節電目標等でございますが、節電は、大口、小口、それから家庭のそれぞれについて10%以上、節電の期間及び時間帯につきましては、12月19日から3月23日の平日で、年末年始は除く。時間帯は9時から21時ということでございます。

この設定した根拠につきましては、この資料の右側、図1と図2に、それぞれ電力需給見通しと、それから冬季平日の電気の使われ方のイメージをお示ししております。

図1の電力需給の見通しで、需給ギャップにつきましては、気温の低下による暖房需要、それから、原子力発電所が順次定期検査に入るため停止していくというような供給力の低下ということで、12月19日から需給ギャップ、供給力から最大想定需要を引いたものがマイナスになりまして、それが最大になるのが2月の後半から3月の前半ということで、この時期に約9%弱のマイナスとなります。

これは全く予備率といいますか安全を見込んでおりませんで、発電所のトラブルでありますとか、需要の瞬間的な変動といったものを考慮した予備率として3%程度見込む必要があるということで、それを考えますと、約12%のギャップがあるということになります。

これに対しまして、運用段階での関西電力への他電力からの応援融通等を考慮いたしまして、10%以上という数値目標を定めたところでございます。

それから、期間につきましても、この12月19日から原子力発電所がまた1基停止いたしますので、そこから需給が逼迫する状況になり、3月23日、春になって需要が緩んで改善するというこの期間を設定しております。

それから、時間帯につきましては、図2の冬季平日の使われ方のイメージということで、大体9時から21時ぐらいまでが比較的電力需要の高い時間帯でございますので、この時間帯を節電を求める時間帯としたところでございます。

その他留意事項といたしまして、産業活動や、病院、鉄道などライフライン

機能の維持への配慮でございますとか、節電メニューをわかりやすく情報提供する、それから、関西電力の「でんき予報」と連携しまして、需給逼迫時には追加的な緊急対応を行うというようなことを決めております。

広域連合におきます主な検討の経過としては、下のⅡのところでも示したとおりでございます。

それから、裏面には、11月11日に取りまとめました関西広域連合の関西節電アクションプランをお示ししております。時間の関係もございまして、この説明は省略させていただきます。

今冬の節電につきましての報告は以上でございますが、引き続き節電に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

奥野会長 もう1つありますよね。すみませんけど、コンパクトにお願いします。

山本副理事 続きまして、副理事山本でございます。最後、資料8-2について、簡単にご説明させていただきます。

今、8-1の説明で、節電のほうは当面府民の方々にお願いしなければならない対応ということですが、中長期的に見ましても、エネルギーの多様化あるいは省エネルギーの一層の推進というのは必要でございます。また、大規模な災害時において少しでも地域で自立したエネルギー供給ができること、そういうような社会が必要だということについて、多くの府民の方々が感じておられるところだと思います。

また一方、これまで、エネルギー事業者が多量のエネルギーを安定的に供給してきており、その状況の上に我々の豊かな生活でありますとか経済活動がなされてきたということも再認識しなければならないというふうに感じております。

そこで、これまで府県ではあまり考えてこなかったエネルギー需給の問題を改めて地域の課題としてとらえて、地域特性に応じて、需要者の視点から新しいエネルギー社会づくりを考えることが必要となっております。大阪府としても既に検討を始めておりますので、少しご説明したいと思っております。図表を中心に説明させていただきます。

1ページの表1ですが、関西電力の電源別の発電量の比率です。原子力が非

常に高くなっておりまして、全国平均の30%より非常に高く、ほかの電力会社に比べましても関西電力が一番高いという現状でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

ここには、各電力会社のこの冬及び来年夏の需給見通しがかかれておりまして、表2の関西のところ、供給から需要を引きますと、マイナス253となっております。本来プラスであるべき予備率がマイナス9.5%と。これは、原子力発電所が停止している状態でのすべての発電能力を足し上げてまだマイナス9.5%ということなんです。いろいろな気温の変動でありますとか、あるいは火力発電所でも小さな故障というのは日常的に起こりまして、その間しばらく発電施設がとまるということもありますので、ぎりぎり3%ぐらい見込みたいということで、先ほど説明のありました、同じなんです。12%ぐらいの不足と。実際にはそれぐらいの不足となってきますので、広域連合としては、いろいろ検討したところ、やはり10%以上の節電をお願いしたいということになったという経過です。

それから、来年の夏におきましても、関西電力の管内が一番厳しい状況ということが続いてまいります。

それから、その下の(2)再生可能エネルギーの導入ポテンシャルでございます。ポテンシャルといいますのは最大限の導入可能性ということで、次のページ、表4をごらんいただきますと、一番最初の箱の中に、大阪府の太陽光発電の量が4,127、単位に直しますと42億キロワットアワーというポテンシャルがあるということで、これは全国の太陽光発電のポテンシャルの6.3%になるということです。

それから、その下の表5ですが、この42億キロワットアワーは、大阪府の全消費電力量に占める割合でいいますと7%になるということで、表5の一番最初の箱に7.0%と書いてある意味合いがそれでございます。ただし、最大限の供給可能量ということで、例えば太陽光につきましては、住宅あるいはビル、工場等、府内のすべての建物の屋根に太陽光パネルが設置された状態ということ想定しての数字になっております。

これに対しまして、(3)太陽光発電の導入状況ですけれども、発電能力として14万キロワット、先ほどの年間電力消費量に対しては0.3%という状況で

ございます。

駆け足で恐縮ですが、次のページ、4ページの図1がございます。このうち、住宅用の太陽光発電の導入件数を府県別に見ますと、大阪府の場合には、現在、約3万4,000戸に設置されておりまして、府県別に見ますと第5位という位置にございます。

ところが、当然、東京とか大阪には住宅が多いわけですから、普及率はどうかということで、現在の住宅用の太陽光パネルが持ち家で戸建てのところすべて設置されているという、ちょっとラフな仮定をした推計になりますけれども、それを見ていきますと、次、5ページの図2でございます。持ち家戸建て1戸当たりの普及率が、大阪府の場合、約2.5%となりまして、全国34位と、あまり高くない位置にございます。

それから、5ページのその下、(4)で、再生可能エネルギー特別措置法と書いてございます。現在、そういう法律が国のほうで制定されておりまして、来年7月から、太陽光、風力、バイオマス等から発電された電気の、いわゆる固定価格買い取り制度が運用される予定となっております。現在、その制度の具体的な内容について、これから専門家の意見を聞いて決めていくと聞いております。

以上、状況をざっと見てきたわけですがけれども、6ページ以降に、それでは、地域社会としてどのような検討なり取り組みが必要かということのを少しまとめております。

既に関西広域連合においても意見交換を進めておりますし、また、経済産業省なり国の機関、あるいはエネルギー事業者とも情報交換を進めておりまして、現時点では、6ページ以降に示します4つの視点があると考えております。1つは、省エネ型ライフスタイルへの転換ということで、節電等の取り組みなど、主としてソフト対策の推進、あるいはエネルギー効率がいい機器への更新でありますとか、住宅・建物の断熱性の向上といったことも省エネにつながってまいります。もう既に行われていますが、これらをさらに進めていく必要があるろうという視点でございます。

それから、7ページに参りまして、再生可能エネルギーの普及拡大ということで、先ほどご質問がありました新エネルギーがかなりここに含まれているわ

けですけれども、先ほど言いましたように、大阪府では太陽光発電のポテンシャルが最も高いということで、これが一層導入されていく仕組みづくりのようなものが必要だと考えておりました。この場合に、平常時の電力供給ということだけではなくて、災害時の対応という視点からの検討も必要と考えております。

また、ポテンシャルは低いものの、風力とか小水力発電等についても、地域特性に応じた検討、導入に適する場所とか施設があろうかと考えております。

それから、(3)ですが、電力需要の平準化と電力供給の安定化ということで、1つ目の省エネ型ライフスタイル、あるいは2つ目の再生可能エネルギーの普及というのは、当然、電力需要の平準化に寄与するものであります。また、蓄電装置の導入、それから自家発電の活用等は、電力の安定供給にも役立つものであります。

また、新たな発電事業者の参入についても、関西広域連合の場を活用して、関係者と十分協議しながら検討していく必要があると考えております。

最後に、8ページ、新エネルギー関連産業等の振興と題しております。少し切り口が変わりますが、大阪・関西には新エネ・省エネの関連企業の集積があるということで、それを活かしまして、スマートコミュニティの実証事業など一部始まっておりますけれども、そういう取り組みは、関連産業の振興とともに、新しいエネルギー社会の可能性を広げるということにつながりますので、進めていくべきことだと考えております。

以上、もともと温暖化・低炭素・省エネルギー社会ということで、1番、2番の視点というのは既に検討して実施しておりますけれども、電力需要の平準化等の新たな視点も加えまして検討していく必要があるということで、部内にチームをつくっております。前環境総合計画あるいは新しい環境総合計画におきましても、やはり10年間の長期スパンの計画としては、少しバラ色の部分も含めた目標設定といたしますか、そういうところもありますけど、その間の経済状況の変化もありますし、技術開発の進展というものもございます。例えば、先ほど一番低かった燃料電池でいいますと、やっと家庭用の燃料電池が市販されるようになって数年経ったわけですけれども、まだまだコストの問題もありますので、そういったこともトータル含めて、検討していく必要があると思

ます。

新しいチームには、当部だけではなくて、住宅まちづくり部あるいは商工労働部からのメンバーも入って検討しておりまして、現在のところ、府庁の中では主として環境農林水産部で検討していくべき課題として取り上げております。今後の検討によって、全庁的な取組を進めていきたいというように考えております。

駆け足になりましたが、以上で報告を終わらせていただきます。

奥野会長 駆け足にさせて、すみません。ちょっと時間がオーバーしているんですが、ただいまのご説明、これからの取り組みが主に入ってまいります。何かご指摘、ご意見ございませんか。最後、駆け足でごめんなさいという感じなんですけど、お許しいただけますでしょうか。

じゃ、特に、先ほど、森先生の質問から見ると、パッと見ると、ああ、何かソーラーしかないのかなという感じも大阪府のほうはしますが、トータルで考えていただくという、最初からいろいろな意見がありましたけれども、よろしくお話ししたいと思います。

最後、駆け足になって申しわけございませんが、一応、私のほうとして進めなければならない議題については以上でございます。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。司会のほうにお返しします。よろしくお話しします。

司会 ありがとうございます。

本日先ほどご報告させていただきました新たなエネルギー社会づくりに関してにつきましては、今後検討を進める中で、本年度中にも皆様のご意見をお伺いさせていただくこともあるかと思っております。その際には、お忙しい中でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、閉会に当たりまして、環境政策監、大江からあいさつ申し上げます。

大江環境政策監 環境政策監の大江でございます。本日は、長時間にわたりまして、多岐にわたる審議事項についてご熱心にご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。特に、4件の審議事項につきまして本日ご答申をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、それぞれのテーマにつきまして、本日は貴重なご意見、また大変示唆に富んだご提言などもたくさん頂戴いたしました。また、府民へのわかりやすい説明をなお一層努力すべきだというご指摘もいただいたのかなと存じておりました。今後の環境行政におきまして、しっかりと活かしてまいりたいというふうに考えております。

また、ただいまの新たなエネルギー社会づくりに関しましては、新しい取り組みとして私どもの環境セクションで取り組んでいるものでございますが、本日はちょっと時間切れというところでございましたが、後日でも結構でございますので、ご意見などがございましたら、ぜひ頂戴をしたいと考えているところでございます。今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

司会 本日予定しておりましたものは以上でございます。

出席確認票は、お席の上に置いたままお帰りいただきますようよろしく願いします。

これで、本日の審議会は終了させていただきます。長時間まことにありがとうございました。

— 了 —